

広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

令和5年6月1日現在における広島県後期高齢者医療広域連合の直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

令和5年6月22日

広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 三村 義雄



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項において準用する法第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1の数

46,017人

- 2 法第291条の6第1項において準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定並びに法第291条の6第2項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

387,606人

- 3 法第291条の6第1項において準用する法第80条第1項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市 町 名	必要な有権者数
広島市	222,552人
呉市	59,758人
竹原市	6,911人
三原市	24,956人
尾道市	36,657人
福山市	126,387人
府中市	10,469人
三次市	13,915人
庄原市	9,332人
大竹市	7,426人
東広島市	50,435人
廿日市市	32,259人
安芸高田市	7,598人
江田島市	6,206人
府中町	14,398人
海田町	8,188人
熊野町	6,605人
坂町	3,486人
安芸太田町	1,687人
北広島町	4,884人
大崎上島町	1,972人
世羅町	4,286人
神石高原町	2,417人